

第5号様式（第12条関係）  
芽室許可第1-60号指令

### 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
氏 名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田 邊 宏 様

平成30年4月13日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等 に限る
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ 代表取締役 田 邊 宏
許 可 期 間		平成30年 4月20日から 平成32年 4月19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	そ の 他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

平成30年 4月20日

芽室町長 宮 西 義 憲

